

議案第19号 小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、労働者災害補償保険法による年金たる保険給付と同一の事由により、厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に、労災年金に乗じる調整率が変更になったため、所要の改正を行うもの。

小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年小松島市条例第26号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） | 備考 |
|--|--|----|
| <p>附 則 （他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があると</p> | <p>附 則 （他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があると</p> | |

きは、これを100円に切り上げるものとする。

| | | |
|--------|---|------|
| 傷病補償年金 | 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。) | 0.73 |
| | 障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。) | 0.86 |
| | (略) | 0.88 |
| | (略) | 0.75 |
| | (略) | 0.75 |
| | (略) | 0.89 |
| 障害補償年金 | (略) | 0.73 |

きは、これを100円に切り上げるものとする。

| | | |
|--------|---|------|
| 傷病補償年金 | 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。) | 0.73 |
| | 障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。) | 0.88 |
| | (略) | 0.88 |
| | (略) | 0.75 |
| | (略) | 0.75 |
| | (略) | 0.89 |
| 障害補償年金 | (略) | 0.73 |

改正

| | | |
|--------|-----|------|
| | (略) | 0.83 |
| | (略) | 0.88 |
| | (略) | 0.74 |
| | (略) | 0.74 |
| | (略) | 0.89 |
| 遺族補償年金 | (略) | 0.80 |
| | (略) | 0.84 |
| | (略) | 0.88 |
| | (略) | 0.80 |
| | (略) | 0.80 |
| | (略) | 0.90 |

| | | |
|--------|-----|------|
| | (略) | 0.83 |
| | (略) | 0.88 |
| | (略) | 0.74 |
| | (略) | 0.74 |
| | (略) | 0.89 |
| 遺族補償年金 | (略) | 0.80 |
| | (略) | 0.84 |
| | (略) | 0.88 |
| | (略) | 0.80 |
| | (略) | 0.80 |
| | (略) | 0.90 |

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

| | |
|--|------|
| 障害厚生年金等及び障害基礎年金 | 0.73 |
| 障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。) | 0.86 |

| | |
|--|------|
| 障害厚生年金等及び障害基礎年金 | 0.73 |
| 障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。) | 0.88 |

改正

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| (略) | 0.88 | (略) | 0.88 |
| (略) | 0.75 | (略) | 0.75 |
| (略) | 0.75 | (略) | 0.75 |
| (略) | 0.89 | (略) | 0.89 |